

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
性能証明書発行ガイドライン

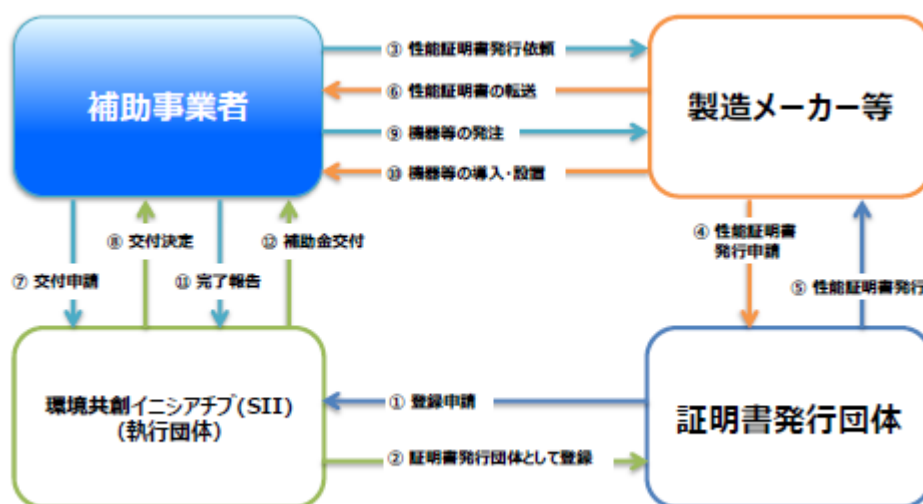
平成 27 年 4 月 10 日
一般社団法人日本縫製機械工業会（JASMA）

1. 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金について

本補助金は主に二つの事業が含まれておりますが、このガイドラインは「最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業」（以下、「A 類型」という。）について説明しています。

本事業は、地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、導入機器等の費用の一部（中小企業者等は 1/2 以内、その他事業者は 1/3 以内）を補助する制度です。

JASMA では、製造事業者等が申請する性能証明書発行に係る補助対象機器等の性能を証明する根拠書類の記載内容が、性能証明書及びチェックリストの内容と一致し、かつ最新モデル省エネルギー機器等の要件を満たしていることを確認した上で性能証明書を発行します。



詳細は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）のウェブサイトをご覧ください。
(https://sii.or.jp/category_a_26r/)

2. 申請方法

申請者は次の書類を揃えて、JASMA 受付窓口を持参又は郵送して下さい。

(1) 性能証明書発行依頼書（JASMA ウェブサイトからダウンロードしてください。）

(1) 性能証明書（指定書式※）

(2) チェックリスト（指定書式※）

※指定書式は、SII のウェブサイトポータル画面で必要事項を入力し、作成してください。

(3) 補助対象機器等の性能を証明する根拠書類※（仕様書、試験証明書、カタログ等）

※次の事項が明記してある資料を提出してください。必要に応じて、資料の追加をお願いする場合があります。

①補助対象カテゴリー表に記載の設備であることを示す資料

②当該機器等の一代前モデルと比較して年平均 1%以上の省エネルギー性能を達成していることを示す指標・数値

③当該機器等及び一代前モデルの販売開始年

(4) 性能証明書返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付して下さい。）

(5) 会社概要、パンフレット等（非会員の場合）

3. 本補助金の要件

(1) 「補助対象カテゴリー表」に記載された機器等であること。

(2) 当該機器等は、2005年1月1日以降に販売が開始されたものであり、かつ、販売以降、当該機器等より新しい同種同用途のモデルは販売されていないこと。

(3) 当該機器等の一代前モデルと比較して年平均 1%以上の省エネルギー性能を達成していること。

(例) 「補助対象カテゴリー表」111 高効率誘導モータの場合

当該機器等 (2015年販売開始)

消費電力 250kWh 縫い速度 1,000spm 単位生産量消費電力 (kWh/spm) 0.25

一代前モデル (2010年販売開始)

消費電力 300kWh 縫い速度 800spm 単位生産量消費電力 (kWh/spm) 0.375

計算例 1 (消費電力の効率で比較する場合)

$$[(1/250 - 1/300) \div 1/300] \div (2015 - 2010) \times 100 = 4.02$$

年率 = 4.02%

計算例 2 (消費電力の削減率で比較する場合)

$$[(300 - 250) \div 250] \div (2015 - 2010) \times 100 = 4$$

年率 = 4%

計算例 3 (単位生産量当たりの消費電力で比較する場合)

$$[(0.375 - 0.25) \div 0.25] \div (2015 - 2010) \times 100 = 10$$

年率 = 10%

4. 申請書類送付先・問い合わせ先

〒105 - 0004

東京都港区新橋 5 - 25 - 3 第2一松ビル 2階

一般社団法人日本縫製機械工業会 性能証明書発行係

電話 : 03 - 6435 - 8190 Fax : 03 - 6435 - 8192

Eメール : info@jasma.or.jp URL : <http://jasma.or.jp>

5. 受付時間

JASMA の業務時間内に受付します。

9:00~17:30

6. 性能証明書発行手数料

会 員 : 無料

非会員 : 10,000 円/枚 (税込)

※証明書発行時に請求書を同封しますので、指定の銀行口座にお振り込み願います。

7. その他 (注意点)

(1) 本補助金申請に関する問い合わせは、SII へお願いします。

(2) 事前に SII ウェブサイトで公開されている「公募要領」、「交付申請の手引き」をご覧ください。

(3) 性能証明書返信用封筒がない場合、郵送料 (切手代) は性能証明書発行手数料と合わせて請求します。

以上